

山口県公安委員会告示第一〇一三号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により、次の遊技機の型式について、同規則第六条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の検定をいう。）を行った。
令和五年六月一五日

山口県公安委員会

検定番号	型式の概要			申請者			検定の有効期間
	遊技機の種類	型式名	製造業者名	氏名又は名称	住所	法人にあつては、その代表者の氏名	
九二	回胴式遊技機	Lパチスロキンニクマン4SLDC	セブンリーグ株式会社	セブンリーグ株式会社	岡山市南区福富東二丁目二〇番六号	白石顕大	告知の日（令和五年六月一五日）から三年間
九三	ぱちんこ遊技機	Pハイスクール・フリート2MH	株式会社メーシー	株式会社メーシー	東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルA棟	湯澤哲	〃
九四	ぱちんこ遊技機	P百花繚乱FMJF	株式会社デイ・ライ	株式会社デイ・ライ	東京都中央区銀座三丁目一〇番一号	安藤昇	〃
九五	ぱちんこ遊技機	Pシューハンター4L9YZ3	株式会社スラムテック	株式会社スラムテック	東京都台東区東上野一丁目一六番一号	水島勇治	〃